

医療事故調査専門委員会開催に係る申合せ

平成 27 年 8 月 11 日制定

平成 27 年 12 月 8 日改正

医療業務安全管理委員会

第 1 医療事故調査専門委員会の開催について

医療事故調査専門委員会は、医療の質・安全管理部長が必要と判断した場合、副病院長（医療安全担当）に要請、その指示のもとに開催する。副病院長（医療安全担当）は、医療事故調査専門委員会の開催を病院長に報告する。

医療事故調査専門委員会の役割は、事実関係の確認、問題点の抽出と背景要因分析、再発防止に向けた提言などである。

なお、医療法に基づく医療事故調査制度の報告対象に関する医療事故調査専門委員会については、国立大学附属病院長会議で定める「医療事故調査制度ガイドライン」に沿って行う。報告対象の決定については、必要に応じて、病院長が緊急医療事故対策会議を招集する。

第 2 医療事故調査専門委員会の分類

医療事故調査専門委員会は内部（院内）委員から構成されるが、必要に応じ当該領域の専門家などの協力を求めることとし、下記のとおり分類する。

A 内部調査委員による医療事故調査専門委員会

A-1 内部専門家からの意見（書）を求める

内部委員による検討を行い、委員会等で内部専門家の意見を求める。

A-2 外部専門家からの意見書を求める

内部委員の検討で、より専門的、客観的な見解が必要と判断した場合、外部専門家に鑑定依頼を行う。

外部専門家の選定は副病院長（医療安全担当）と医療の質・安全管理部長が協議して決定する。

外部専門家からの意見書を受理したのち、再度、内部委員および必要により内部専門家による医療事故調査専門委員会を開催する。

B 外部委員を含めた医療事故調査専門委員会

B-1 医療法に基づく医療事故調査制度による報告対象事例以外

重大事案に際しては、外部委員が参加しての調査委員会を開催する。内部・外部委員の構成比率、委員長を選任等に際しては、専門性、社会性、透明性などを勘案して慎重に決定する。

B-2 医療法に基づく医療事故調査制度による報告対象事例

医療法に基づく医療事故調査制度による委員会の外部委員依頼に際しては、専門性、社会性、透明性などを勘案して慎重に決定する。

委員の構成は以下を基本とする。副病院長（医療安全担当）、医療の質・安全管理部長が検討し、病院長より外部委員を依頼する。委員長は第1回目の委員会にて互選により決定する。

○高度の医学的専門性が必要な事例

院外の関連領域専門家2～3名

院外の有識者1名（必要に応じて）

副病院長（医療安全担当）

医療の質・安全管理部長

その他病院長が必要と認める者

○誤注射，誤投薬などの院内システム要因が関与したと推認される事例

院外の医療安全管理，システムエラー・ヒューマンエラーなどに精通した専門家1～2名

院外の薬剤師，技師など関連領域の専門家1～2名（必要に応じて）

院外の有識者1名（必要に応じて）

副病院長（医療安全担当）

医療の質・安全管理部長

看護部長

その他病院長が必要と認める者

第3 医療事故調査専門委員会の審議結果等について

医療事故調査専門委員会の審議結果は、医療業務安全管理委員会に報告する。

医療事故調査専門委員会では、必要に応じて、医療事故調査報告書を作成する。本報告書は、全委員（内部および外部）および鑑定依頼した外部専門家の承認を得て最終版とし、病院長に提出する。これは、患者・家族に説明・交付することを原則とする。

なお、医療法に基づく医療事故調査制度の報告対象事例に係る医療事故調査専門委員会の調査報告書は、上記に加え、医療事故調査・支援センターに報告する。

附 則

この申合せは、平成27年12月8日から施行する。